

# 入札説明書

送水管漏水調査業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年1月6日

2 契約担当者 京都府営水道事務所 所長 橋田 洋介

3 担当部局 〒611-0021 宇治市宇治下居 64  
京都府営水道事務所 総務企画課  
電話番号 (0774)24-1522  
ファクシミリ番号 (0774)24-1549

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

送水管漏水調査業務委託（6水道委送第2号） 一式

(2) 業務の仕様等

別添特記仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約日又はその翌日から50日間。ただし、各成果品の提出は、特記仕様書による。

(4) 納入場所

3に同じ。

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。質問等がある場合は、書面（別紙様式6）により令和7年1月27日（月）午後4時までに、3に示す場所へ質問書をファックスで提出し、質問書を送信した旨、3に示す場所に電話により連絡すること。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札公告のとおり

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び同資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月21日（火）

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

ア 持参により提出する場合

(1)の提出期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、(1)の期間内に、3の場所に必着させること。

(4) 添付資料

申請書(別紙様式1)には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する商業登記証明書(写し可)及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等(写し可)

イ 取引使用印鑑届(別紙様式2)

ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別紙様式3)

エ 府税納税証明書又は府税に滞納がないことを示す書類

※ 府税に滞納がないことを証する書類としては、別添の「府税納税証明書交付請求書」と「府税納税証明書」に必要事項を記載の上、府税事務所等にセットで提出すること。

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

カ 会社概要

キ 営業経歴書(別紙様式4-1、4-2)

ク 営業実績調書(別紙様式5)

※ 契約概要欄で入札公告の4の(3)の要件を満たしていることがわかるように記載すること。また、契約書(写)を添付すること。

ケ 誓約書(別記様式)

(5) 確認通知

資格審査の結果については、令和7年1月24日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書(案)及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質問書(別紙様式6)に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで3の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 受付期間

令和7年1月27日(月)午後4時まで

(3) 回答については、以下の期日までに京都府営水道事務所ホームページに掲載する。

令和7年1月28日(火)

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年1月30日(木)午後1時30分

京都府営水道事務所2階会議室 宇治市宇治下居64

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式7)は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式8)を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称及び「送水管漏水調査業務委託入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場

合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 委託料の内訳書

ア 入札書の提出に併せ、委託料内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。

イ 内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧設計書の項目に一致させること。

なお、内訳書の表紙には、業務名及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ (10)に規定する再度入札を行う場合は、内訳書の提出を要しない。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (ア) 当初入札において辞退した者
- (イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- キ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ク 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 入札の失格

次のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- ア 最低制限価格未満の価格で入札をした者の行った入札
- イ 再度入札時において、当初入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者の行った入札

(13) 落札者の決定方法

- ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条において準用する京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札保証金

免除

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

免除

14 契約書の作成の要否

要する。

15 その他

- (1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。